

(別紙)

居宅介護支援費における特定事業所集中減算を適用しない「正当な理由」について

これまで岩手県盛岡広域振興局が減算を適用しない「正当な理由」として認めてきたものについては、それらに準じて次のとおり滝沢市においても原則として「正当な理由」として取り扱います。

1 居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に、訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に5事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合

(1) 訪問介護サービス等の各サービスごとでみた場合に、利用者の80%以上が特定の地域(※)の事業所に集中していて、その特定の地域の当該サービス事業所数が5事業所未満である場合。

※平成16年4月1日時点の市町村を単位として判断する。

(2) 外部サービスを利用する特定施設入居者生活介護の入居者のみにサービス提供している事業所を除いた事業所数が5事業所未満である場合。

(3) みなし事業所については、判定期間中に一度も請求がなかった場合、事業所としてカウントしない。

(4) サテライト事業所については、事業所としてカウントしない。

例1) 訪問介護事業所として4事業所、通所介護事業所として10事業所が所在する地域の場合では、紹介率最高法人である訪問介護事業者に対して減算は適用されないが、紹介率最高法人である通所介護事業者に対して減算は適用される。

例2) 訪問介護事業所として4事業所、通所介護事業所として4事業所が所在する地域の場合では、紹介率最高法人である訪問介護事業者及び通所介護事業者それぞれに対して減算は適用されない。

2 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業所である場合

3 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下であるなど事業所が小規模である場合

4 判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置づけられた計画件数が1月当たり平均10件以下である場合

例) 訪問介護が位置づけられた計画件数が1月当たり平均5件、通所介護が位置づけられた計画件数が1月当たり平均20件の場合は、紹介率最高法人である訪問介護事業者に対して減算は適用されないが、紹介率最高法人である通所介護事業者に対して減算は適用される。

5 サービスの質が高いことによる利用者の希望を勧奨した結果、特定の事業者に集中していると認められる場合

(1) 訪問介護において、特定事業所加算Ⅰ、Ⅱ又はⅢのいずれかを算定している場合

(2) 通所介護及び地域密着型通所介護において、事業所評価加算を算定している介護予防・日常生活支援総合事業の旧基準通所サービス(旧介護予防通所介護)と一体的に事業を行っている場合

例) 利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けているもの。

6 その他正当な理由として市長が認めた場合

事業者が上記1～5に該当する事例として協議を行う場合は、協議書(様式及び資料は任意)にチェックシート兼届出書を添付のうえ、期日までに滝沢市に提出すること。